

宮崎県北部広域行政事務組合結婚祝い金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、延岡市、日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町及び五ヶ瀬町（以下「宮崎県北部地域」という。）の定住人口の増加及び地域活性化を目的とし、みやざき結婚サポートセンター（以下「センター」という）が実施するお見合い（以下「お見合い」という）を通して出逢い、結婚に至った男女の結婚を祝福するため、予算の定めるところにより祝い金を交付することについて、延岡市補助金等の交付に関する規則（昭和50年延岡市規則第2号。以下「規則」という。）の例によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この要綱による祝い金（以下「祝い金」という。）の交付の対象となる者は、お見合いを介して出会い、結婚し、その婚姻届が受理されている者で、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 申請に係る夫婦の双方が、令和3年4月1日以降にセンターが実施したお見合いによって出逢い、婚姻した夫婦であること。
- (2) 申請に係る夫婦の双方が、申請日時点において、宮崎県北部地域内に住所を有すること。
- (3) 申請に係る夫婦の一方又は双方が、過去にこの要綱に基づく祝い金の交付を受けていないこと。
- (4) その他祝い金を交付することが適当でないと宮崎県北部広域行政事務組合理事会代表理事（以下「代表理事」という。）が認める者ではないこと。

(祝い金の額)

第3条 祝い金の額は、お見合いの後、婚姻に発展した男女1組当たり30,000円とする。

(祝い金の交付申請及び請求)

第4条 祝い金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、結婚祝い金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、入籍した日から起算して1年を経過した日又は入籍した日が属する年度の3月31日のいずれか早い期日までに、代表理事へ申請しなければならない。

- (1) 戸籍全部事項証明
- (2) 祝い金の振込先の預金通帳の写し
- (3) その他代表理事が必要と認める書類

(祝い金の交付決定及び支払)

第5条 代表理事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容をセンターへ調査を行った結果、祝い金を交付すべきものと認めるときは、祝い金の交付の決定をし、速やかに宮崎県北部広域行政事務組合結婚祝い金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(祝い金額の確定の省略)

第6条 規則第13条第3項の規定の例により、祝い金額の確定を省略するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 代表理事は、祝い金の交付の決定を受けた者が、第4条の規定による申請の内容に虚偽があると認めるときは、祝い金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に祝い金が交付されているときは、代表理事はその全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。